第5回 川口市新庁舎建設基本構想·基本計画審議会 次第

日 時 平成26年10月28日(火) 午後3時から

場 所 鳩ヶ谷庁舎 2階大会議室

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 基本構想 (素案) について 「資料-3」、「資料-4」
 - (2) その他
 - 今後のスケジュール
 - ・次回の日程

【配布資料】

次第

資料-1 川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会 委員名簿

資料-2 第4回審議会議事要旨

資料-3 川口市新庁舎建設基本構想(素案)資料-4 建物配置イメージ

番号	区分	役職	氏名	ふりがな	性別	備考
1	市民 (条例第4条第1 号)		遅沢 克郎	おそざわ かつろう	男	公募市民
2			舟木 宣光	ふなき のぶみつ	男	公募市民
3	市内の民間団体 から選出された者 (条例第4条第2		児玉 洋介	こだま ひろすけ	男	川口商工会議所 会頭
4	号)		小原 貞次	こはら ていじ	男	鳩ヶ谷商工会 会長
5			仁平 義一	にへい よしかず	男	川口青年会議所 理事長
6			小松 君恵	こまつ きみえ	女	女性団体(川口商工会議所女性会会長)
7			東海林 明	しょうじ あきら	男	障害者団体
8			内田 まさ子	うちだ まさこ	女	高齢者団体
9			中島 也寸志	なかじま やすし	男	地元町会(青木1·2町会長)
10	知識経験者 (条例第4条第3 号)		板橋 智之	いたばし ともゆき	男	市議会議員
11			大関 修克	おおぜき のぶよし	男	市議会議員
12			松本 幸恵	まつもと さちえ	女	市議会議員
13	学識経験者 (条例第4条第4 号)	会長	尾島 俊雄	おじま としお	男	学識経験者
14		副会長	藤田 伊織	ふじた いおり	男	学識経験者
15			森 行世	もり ゆきよ	男	学識経験者

第4回川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会 議事要旨

■日時:平成26年10月6日 15時30分~17時45分

■場所:川口市役所

(1) 開催概要

(市民アンケート結果(確定版)について)

○市民アンケート結果から、多くの示唆を得ることができた。これを基本構想に取り込む べく議論を進める。

(基本構想(素案)について)

- ○6つの基本方針の上位にある理念について、各委員でも考え、次回の審議会で議論する。 (市民が誇れる庁舎、災害リスクに対して安全な庁舎など)。
- ○規模縮小によりコスト削減にも意識するべき、災害への備えは急務であり、工期を短縮 し、早期に整備する方策を検討すべきというご意見を頂いた。

(その他)

○第5回審議会は10月28日(月)15:00から開催することとなった。

(2) 開催内容

1. 開会

【事務局】配布資料にある議事要旨をホームページに掲載する。修正があれば事務局まで ご連絡頂きたい。資料3及び資料4を用いて議事を進める。過不足あればお知らせ頂きた い。台風の影響で電車が遅延しており、議長を務める会長が遅れて到着の予定であるため、 審議会設置条例第6条第3項に基づき、副会長に議事進行をお願いする。

2 議事

【副会長】第4回川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会を開催する。本日は、半数以上の委員の出席があり、審議会条例第7条第2項の規定に基づき、本会議が成立していることを確認する。

(1) 市民アンケート結果(速報版)について

(資料説明)

(会長到着)

(9月議会における一般質問要旨の概要説明)

【会長】交通事情で遅刻したことをお詫び申し上げる。これより本審議会の議長を引き継ぎ、議事を進めていきたい。

市民アンケートは、回収率が高く、また事務局でもよく情報が整理されている。相当量の市民の意見をまとめることができたと思われる。ご意見があれば伺いたい。

【委員】4ページの川口市本庁舎を訪れた主な要件のうち、鳩ヶ谷庁舎に関しては、防災、 防犯と建築確認申請や都市計画のみとなっている。鳩ヶ谷庁舎に他の要件で来訪するもの はどこに整理されているのか。

【事務局】調査票の鳩ヶ谷庁舎の選択肢に建設関係と記載されているため、そのように整理した。アンケート回答者の中には戸籍・住民票関連の手続きをした市民もいると推察されるが、この結果は調査票の記載によるものである。

【委員】鳩ヶ谷庁舎を利用する市民も、戸籍・住民票の手続きに利用している人が多いだろう。

【事務局】27ページの居住地別の分析について、支所と市役所を勘違いして回答した方が多かったと推測している。鳩ヶ谷庁舎には支所機能があり、様々な手続きが可能である。

【委員】そのような事実があることを認識して議論すればよい。

【委員】28ページで今後の支所機能の充実に対する一定のニーズが見られる。基本構想においてこの結果をどう反映させるのか。また、部会において、アンケートを踏まえ、支所機能の在り方を並行して検討されているのか伺いたい。

【事務局】職員で議論する第1部会において、支所機能の検討を行っている。このアンケート調査以外に、支所における来庁者の実態調査(H 2 5)を実施しており、利用者の8割以上が現状で問題なしと回答があった。川口市の支所は全市を網羅するよう配置され、近隣の中核市と比較して人口に対する密度が高い。アンケート調査結果でも、支所を利用したことがあるという回答が多く、支所の機能は市民に十分に認知されている。新庁舎の基本構想の中に支所に関する記載を入れることは考えていない。

【委員】基本構想に記載しないとしても、子育て・教育・介護等について支所の利用に対する多くの要望を受けている。支所機能の充実について個別の取り扱いを検討するのか伺いたい。

【事務局】支所の調査では、来庁目的のうち、支所で扱っていない業務は全体の2%に留まる。支所機能の充実には、追加スペースや人材が必要になる。子育てや介護に関しては、担当部局に確認が必要であるが、月に1回の相談日などを設ける等の対応が考えられる。

【会長】支所の職員数はどの程度か。

【事務局】少ないところは一桁、多いところで20名程度である。

【会長】支所を来訪して、本庁へ行くように言われると印象を悪くする。最近はデパート等でコンシェルジュ機能を設けているところがある。こうした機能が支所にもあると、高齢者にもわかりやすいだろう。2%とはいえ本庁に行かなければならないのだから、案内機能の検討も必要ではないか。

【事務局】支所の事務量は昔と比べ各段に増えている。相談業務は、専門的知識を必要と し、頻繁な法改正等にも対応できる人材が必要であり、このような人員を定常的に支所に 配置することは困難であると考える。

【会長】本庁・支所にどのような窓口があるかといった、ワンポイントの案内でも良いと 思う。

【事務局】そのような案内であれば、現在も実施している。

【委員】新庁舎の規模に関係してくるが、支所に行けば用事が済むのであれば、新しい本 庁舎に機能を集約しなくても良いのではないか。新しい本庁舎に窓口を集約して一か所で 済むようにするというのは理解できるが、執務空間は別に存在していて、市民は自分の身 近な支所の窓口で手続きが済ませられれば問題はないと考えるだろう。支所の機能を充実 させればよいのではないか。

【会長】情報化社会だからこそ、本庁舎に行かずに手続きを済ませたいという市民目線で の意見である。今後、ソフトサービスで情報の機能が整理されていくのだろうと考える。

【事務局】現在支所で取り扱っていない介護や生活保護、保育所関係の相談業務が想定されるが、各支所に配置するとなれば各課から職員を常時配置しなければならない。配置された職員が1日を通じて対応する業務量があるのであればそれも良いが、それも考えられない。支所にスペースを増やすこと、職員を増やすことは非効率であり、効率性の観点から本庁舎に相談業務を集約させたいと考えている。

【委員】37ページの調査票の問1において、「1.~4.に含まれないその他の庁舎」とはどの庁舎のことか。また、回答者は、第二庁舎や分庁舎がどの庁舎を指すのか、理解していないのではないか。

【事務局】問100「1. ~4. に含まれないその他の庁舎」は、支所や行政センター、水道庁舎、環境リサイクルプラザ等である。アンケートの際には、基本構想の3ページに示される地図を調査票に添付して送付しており、これで位置関係、庁舎の名称がわかるよう対応した。

【会長】3ページの地図には支所、川口駅前行政センター、駅前連絡室等、様々な名称があり、その設置には様々な意図や歴史的経緯があるのだろうと思われる。支所や川口駅前行政センターについて、部長級の役職をおいているのか。

【事務局】それぞれに支所長がおり、部長級または課長級である。

【委員】川口駅前行政センターは、その他の庁舎ということだが、名称が異なるだけで取り扱い内容は支所と同じだろう。他の委員が述べたとおり、支所、川口駅前行政センター、駅前連絡室等の業務が明確にならないと、新庁舎の規模も決められないのではないかと思う。

【委員】16ページ、図18について、下から3行目にある「町会・自治会や住んでいる地域の相談」は、通常、支所などで行われているのではないか。この評価結果は、それら支所の評価になってはいないか。

【事務局】図18は、本庁舎に来庁した方の用件別に、各部課の配置のわかりやすさを集計したものであり、ご指摘のような誤解は無いと考えている。

【委員】川口には公民館が多数ある。公民館には市の職員が勤務している。「町会・自治会や住んでいる地域の相談」は、公民館を活用しているように思える。

【事務局】ご指摘のように、町会に関する相談は、町会相談員も配置しているし、公民館 や担当部課など様々な施設で対応している。

【会長】市役所の施設、例えば第二庁舎で、一つでもよいので統一できるような考え方が 必要ではないか。川口駅前行政センターや支所、公民館など様々な施設を整理した方が良 いのだろう。こういった問題は、ぜひ、議会で議論いただきたい。

いずれにしても非常に良い市民アンケートが実施できた。多くの意見を頂戴しているので、これらを基本構想の素案に取り入れていく必要がある。

(2) 基本構想 (素案) について

【事務局】本日議論頂く基本構想(素案)は、次回の審議会でも議論頂く予定である。その後、パブリックコメントを実施し、基本構想を確定していきたい。

(資料説明)

【会長】基本構想の素案について、ご意見を頂きたい。

【委員】整備にあたっての基本方針が8ページに書かれているが、その前段に、「市のシンボルとしてふさわしい、市民が誇れる優れた庁舎」という理念を追加してはどうか。全体を通して、建物のあるべき姿という理念的な部分が不足していると感じる。

【会長】基本方針の表現について、「市民が利用しやすく、親しみやすい」よりもっと強いメッセージが必要との意見であった。また、1)~6)の基本方針が本当に必要かという議論もある。3項目程度の高らかに掲げるものと、安全・安心、環境、利便性など機能としての条件に区分して整理されたほうがよいのではないか。1)~6)がやや無機的な序列に見える。

【委員】「(2) 基本方針」のすぐ下の3行の文章の中に、新庁舎の理念を挿入してはいかがか。3行程度のボリュームだろうが、「新庁舎の整備にあたっては」の後に新庁舎の理念を示してほしい。

【会長】この6つの項目の前に、枕詞が必要だということだ。

【副会長】シンボルという言葉はいろんな意味に解釈されるので注意が必要である。市庁舎は市民の共有財産であり、市民の拠り所となる、というように、「財産」という発想で考えていけば良いと思う。

【事務局】市民アンケート結果では、シンボル性を重視する回答は3%程度であった。この言葉を使うことについて議論頂いたほうがよいかと考える。

- 【委員】シンボルという言葉は必ずしも必要ということでは無い。市民が誇れる庁舎を作りたいというのは、市民の皆さんにとっても共通の思いだと思う。
- 【会長】誇れるということは、市民の拠り所にもなるということか。また、災害リスクに 対応した安全性、例えば市庁舎に行けば助かる、といった市民目線も大切である。ここの 表現は、各委員の宿題として、次回までに意見として提出して頂きたい。
- 【委員】23~24ページについて、容積率を様々な手法で見直すということだが、容積率の変更は一般的に行われることなのか、お伺いしたい。
- 【事務局】高度利用地区は市内で10カ所程度あるが、マンションや病院が中心である。 他自治体でも、庁舎で適用している例はほとんど見られない。容積率アップを総合設計制 度で行った自治体はある。多くの市役所は、商業地域に立地している事例が多く、川口市 のように準工業地域にある例は少ない。そのため本敷地での建設は緩和手法を検討しなけ れば難しいと考えている。
- 【委員】きちんと説明できる根拠があると認識してよいか。
- 【事務局】高度利用地区指定は都市計画の変更手続きが必要である。変更の合理性や必要性を明らかにし、都市計画決定の妥当性が求められる。
- 【会長】容積率の変更は、都市計画の手法として、よく行われているものである。古くは東京都が世界都市博の開催を企画した際に、臨海副都心の容積率を200~300%から400~500%にアップしたこともある。川口市では、現実的な法制度の範囲で対応していくという方針は良いと思う。基本構想(素案)での記載内容は、現敷地の活用において、知恵を出し、できる限りのやり方を提示していると認識している。
- 【委員】川口市の中心部は、鋳物工場があったため、準工業地域に指定されていた。現在では、マンションの立地が顕著で住宅街に近い。準工業地域であれば遊戯施設の立地が可能であるが、既に住宅地域であるため、そういった施設の立地は防いで頂きたい。市役所を建て替える際、周辺地域についても実情に合わせた用途地域の変更は考えられないだろうか。
- 【会長】町内会をあげて、準工業地域を変えていくという案もあるが、市役所が率先することは難しいだろうし、時間も要する。建設工期の予定が6年10ヶ月となっているので、 基本構想と並行して用途変更を考えるのであれば、あり得るだろう。しかし、議会も含め

この土地に決定した経緯を踏まえると、新たな動きを進めることは難しいと考える。

工事期間中の庁舎の分割、渡り廊下の建設、着工は狭いエリアから開始するなど、時間を要する要因が多い。従来方式でコンペを実施するのであれば、その際に形が決まることもあるだろう。事業手法を本日決めることは難しく、この問題は基本計画でも引き続き検討したい。

【委員】23ページのあるとおり、概略規模の4万㎡というのは、かねてより示されていた数字である。この4万㎡の規模を縮小するという考え方はないのか。基本構想で4万㎡とせず、縮小するという考え方を盛り込むべきではないか。概略の経費も以前から公表されている金額と変わらないが、177億円からと幅を持たせた記載となっているため、230億円以内で抑えるとも読める。限られた財政であるので、経費を抑える姿勢を基本構想に盛り込んではどうか。

18ページで市民ホールを併設しないということに初めて言及している。市民アンケートでは、ホールの併設は比較的上位に入っている。費用がかかるので、経費を抑えることと矛盾点がある。基本構想で市民ホールを併設しないことを書き込んだことについては評価する。

アンケートの上位項目であった市民ホールを、今回の新庁舎建設であえて併設しないということを、基本構想の18ページに記載したことについて、評価し、賛同したいと思う。市民ホールを望む声が多いことは理解するが、建設費用を抑えることもまた重要な視点だ。

【会長】建設費や面積を基本構想に書くべきか否かということである。使い方について、 さらに書くべきだろうといった議論もある。新しいサービスの追記もあるかもしれない。 この数字は、平均的な数字として、基本構想に掲載すべきか決めることも必要だろう。

【事務局】基本構想で、新庁舎の延床面積は示していきたい。やや大きめの規模を想定していると認識している。町田市の新庁舎も延床面積が約4万㎡であるが、執務スペースはそれほど大きくなく、待合スペースや市民関係のスペースを十分に確保している。庁舎の規模は、基本計画において詳細を検討し見直すと、基本構想(素案)には記載している。事業費の試算については、駐車場を地下に配置するパターンと地上に配置するパターンの両極端の例を検討した結果、事業費に幅が生じている。

【委員】高齢者の一人として、子どもや孫が利用しやすいよう、また、何が起きても強固な良い建物を建ててほしいと思う。

【会長】長く使えるような良い庁舎を建設するためにも、目安としてこの数字は置いておきたい。

【委員】職員の駐車場についてはどのような状況か。

【事務局】計画の駐車場台数に職員用駐車場は含まれていない。職員は近隣の民間駐車場を借りている。

【委員】民間企業では公共交通を利用することが一般的だが、遠くから通勤する職員もいるため、職員用駐車場は必要と思う。青木分室等を他の用途に転用、売却とあるが、職員用の駐車場を確保するためにもこのような施設は保有しておくべきでないか。

【委員】以前の資料では、本庁舎の地下駐車場は180台とあった。500台分をどのように確保するのか。

【事務局】地下又は立体駐車場により、二敷地合計で500台確保する試算である。

【委員】試算額の中には、免震構造を建設する費用も含まれているのか。

【事務局】免震構造とすることを想定して試算を出している。

【委員】6年10カ月の工期は非常に長い。建設を急ぐ際に、懸案となるのは市民会館の解体だろう。これを早く進めることで、着工を半年から1年、前倒しできるのではないか。

【事務局】市民会館の解体から始まって6年10カ月となっている。本体建設は30年度からの5年と10カ月、設計期間を2年間と見ている。設計が終わらない限り着工もできない。解体工事の際、地下を掘ることもあり、長期間、地下が掘削された状態を放置することは好ましくない。29年度の解体が設計にあわせたスケジュールとして妥当ではないかと考えている。

【会長】駐車場、公用車の問題についての意見であった。庁舎の整備については、ローテンションも含め、上手に考えてほしい。防災対策の一環として職員の駐車場を確保することが必要ではないか。周辺の土地をより有効に使っていくことも必要だろうし、ひいては庁舎の整備スケジュールを早めることになるかもしれない。整備ローテーションは、今後、具体的に建設スケジュールを詰めていくことで、短縮も可能かもしれない。

【委員】初めて発言するが、16ページの防災関係機能において、水害対策のため、地下を造らないということを明示したほうがよいのではないか。他の委員からも意見があった

が、27年度の5月までに基本構想の策定ができないだろうか。基本設計、実施設計が27年の6月くらいから1年と6か月くらいでできないか。基本設計、実施設計を一緒に進めると28年の11月くらいに実施設計が終わる。それに並行して解体工事を検討してほしい。29年4月には着工ができるように検討してほしい。

審議会を立ち上げて、2年が経つ。現地建替えが決定したので、早期に建て替えて、市 民の安全、思いにこたえるべきだろう。一番早く着工できるスケジュールを次回の審議会 で提案することを要望したい。

【会長】現市長からも早期完成について審議会に託されているので、検討したい。

【委員】13ページ、第4章の(1)、市民利便性にかかる空間においては、一つの窓口で 用事を済ませられるということがアンケートの要望のトップだったので、それを反映した 表現を加える必要があるのではないかと思う。

16ページの防災関係機能の(1)に、平常時に使える職員向けの会議室を併設とあるが、市役所の中に市民ホールを作らないのであれば、市民が使える多目的ホールのようなものを設けるべきではないか。

18ページの市民ホールを作らないという結論について、リリアやフレンディアにより市民会館のホール機能は代替されたと言い切っているが、利用者層は異なっており代替されているとは思えない。記載方法には留意が必要と思う。

22ページ以降、環境部と下水道部を除くすべての部局を集約するという案になっているが、すべて集約する必要があるか疑問が残る。第二庁舎は建物も新しいので、庁舎として活用できる。現在地からも歩いていける距離にある庁舎を活用することも考えてほしい。青木2丁目駐車場、分室のプレハブがなくなるとすれば、駐車場として活用可能になるのではないか。職員の執務の関係で公用車を近くにおいておきたいという発想があるのだろうが、今あるものを活用して、新庁舎の駐車場台数を削減することも可能ではないか。

鳩ヶ谷庁舎の今後の使い方は、具体的な活用法も記載されているのでよいが、他の第二 庁舎、分庁舎等については、耐震性がありつつも具体的な他の用途への転用は今後検討と のことだ。下水道部と環境部以外のものを集約するという結論になるのであれば、市役所 として第二庁舎の活用方向性をちゃんと示したほうがよい。青木会館を市の普通財産とし て補修し、社会福祉協議会が使用しているが、耐震補強もできていない現状である。この 機能を、第二庁舎に取り込むことも考えられるだろう。

【会長】16ページに多目的スペースを検討するといったこととの記載もある。基本計画が進めば、そのあたりが具体化していくだろう。防災面を配慮して、地下を建設しない場合、容積率がそのままだとすると、駐車場の設置場所も考える必要がある。基本計画で具体的に検討していただきたい。

【委員】容積率の問題とあわせて、高さについても検討してほしい。景観条例の問題もある。31m制限のため、7階建てが限度になるだろう。日影規制考えると高く細い建築物になってしまうかもしれない。そういった具体的な案も検討してほしい。

【委員】昨年から建築関連の公共事業の入札は不調に終わる事例が多い。春日部市民病院は100億規模の案件だが一社しか応札していない。蓮田市総合文化会館も最初は不調、吉川市庁舎整備も不調になり延期になっている。オリンピック・パラリンピックの建築需要もあり、前倒ししても、入札不調等の問題が残る。

【会長】建設工期が東京オリパラの2020年にかかり、時期として難しい問題を抱えることになるだろう。

3. 閉会

【事務局】

次回審議会は、10月28日午後3時から、鳩ヶ谷庁舎2階大会議室で第5回審議会を開催したい。

【会長】以上をもって本日の審議会は閉会する。

以上

川口市新庁舎建設基本構想

(素案)

平成26年11月

川口市

目 次

1. 新	f庁舎建設の必要性及び検討経緯	
(1)	現庁舎の現状と課題	1
(2)	新庁舎建設の必要性	5
(3)	新庁舎建設の検討経緯	6
2. 庁	- - - 舎の基本的な考え方	8
(1)	上位計画との整合性	8
(2)	基本方針	8
3. 庁	=舎の基本指標	10
(1)	将来人口	10
(2)	職員数、議員数の決定	11
4. 窓	『口や執務空間に関する考え方	13
(1)	市民利便性に関わる空間	13
(2)	市民協働・交流に関わる空間	13
(3)	行政機能に関わる空間	14
(4)	議会機能に関わる空間	15
5. 庁	=舎の機能	
(1)	防災関係機能	16
(2)	環境共生に関わる機能	17
(3)	バリアフリーに関わる機能	17
(4)	その他の機能	18
6. 建	建設計画に関する考え方(敷地利用計画)	
(1)	建設場所の考え方	19
(2)	敷地の利用方法に関する考え方	20
(3)	鳩ヶ谷庁舎、第二庁舎、分庁舎等の将来の利活用	21
(4)	概略規模・概略費用、概略工期等	23
7. 事	事業計画に関する考え方	27
(1)	代表的な事業方式の整理	27
(2)	新庁舎建設事業に適用可能な事業方式の選定	30

1. 新庁舎建設の必要性及び検討経緯

現庁舎は、老朽化、耐震性不足、狭あい化等、様々な課題を抱えており、これまで 新庁舎建設の必要性を検討してきました。

(1)現庁舎の現状と課題

現在の本庁舎、第二庁舎、分庁舎及び鳩ヶ谷庁舎等を含む現庁舎は、市域の拡大や 人口の増加、社会情勢の変化に伴う行政需要の増大等、その時代の要請に応じて、これまで増築や分庁舎への拡張等を繰り返してきましたが、老朽化、耐震性不足、狭あい化、分散化、バリアフリー1への未対応等、様々な課題に直面しています。

1) 本庁舎の老朽化

本庁舎は竣工後55年が経過し、その後の増築部分や駐車場棟を含めても、40年 以上経過しており、建物の内外装や設備、機能等の老朽化が進んでいます。

2) 耐震性不足

本庁舎の耐震性能について、平成18年度に本館と新館、平成21年度に別館と駐車場棟を対象に耐震診断をそれぞれ実施しました。その結果、本庁舎本館、新館、駐車場棟は、ほとんどの階において、また別館については1階部分について、構造耐震指標 (Is 値) 2が庁舎に必要とされている構造耐震判定指標 (Is 値=0.75) 3を下回り、耐震補強が必要であると判定されました。

多くの市民や職員が利用する施設として、また、首都直下地震等の大地震発生時に は本市の防災対策のコントロールタワーとなる施設として、耐震性の高い、安全で安 心できる庁舎であることが望まれます。

また、本市は地震の他、荒川の堤防決壊による浸水被害4への備えも求められます。

3) 狭あい化

本庁舎は狭あい化が進み、充実した市民サービス提供のため、本来は隣接すべき部署が離れていたり、階が異なったりと、機能の分散化を助長する要因となっています。また、必要な窓口カウンター数や十分な待合スペースの確保ができず、充実した市民サービスの提供が難しくなってきています。受付カウンターのスペースを確保できないことから、廊下に受付が迫り出している例も見られます。相談スペースが十分に確保できないことから、プライバシーへの配慮も課題としてあげられています。

¹ 障がいのある人等が社会生活をする上で障壁 (バリア) となるものを除去する考え方のこと。

² 対象となる建築物が有している耐震性能を表す。

³ 想定した地震動に対して、対象となる建築物が安全であるとされる構造耐震指標。

^{4 「}川口市洪水ハザードマップ 平成25年3月改訂」にもとづくと、概ね200年に1回程 度発生する規模の大雨(3日間の総雨量548mm程度)により、荒川の堤防の破堤等を想定 した場合、川口市の南部地域は、2.0~5.0m未満の浸水被害が想定されている。

4) 庁舎・倉庫等の分散化

急激な人口増による事務量の増大等を背景に、本庁舎は増築や分庁舎を活用する等、 規模を拡大してきました。平成15年に環境部の事務部局が、朝日環境センターリサイクルプラザ棟に移転する等、本庁舎機能の分散化が進みました。

そのため、来庁者は来庁の目的によっては、複数の窓口、複数の庁舎をわたり歩く ことを余儀なくされ、また、同時に職員の移動も必要となるため、事務作業の非効率 化にもつながっています。

平成23年の鳩ヶ谷市との合併の際には、鳩ヶ谷支所として市民の窓口を鳩ヶ谷庁舎に残し、市民生活の利便性に配慮しています。しかし、建設部や都市計画部、都市整備部等の建設部門や危機管理部を鳩ヶ谷庁舎に移転したことにより、本庁舎機能の分散化がさらに進みました。

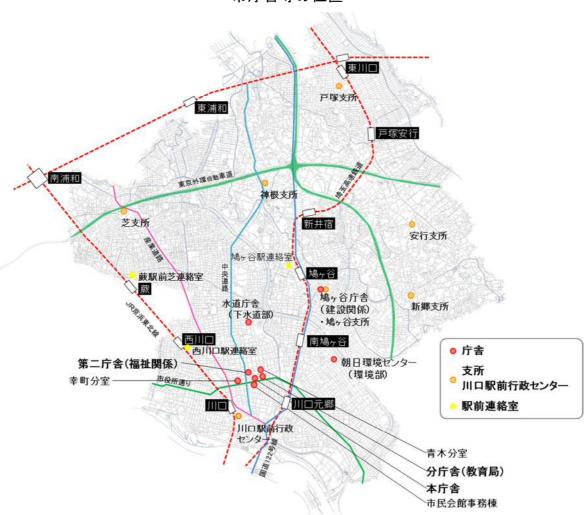
市民サービスの向上や業務効率化の観点から、本庁舎や第二庁舎、分庁舎、鳩ヶ谷庁舎を庁舎全体として、効果的に活用することが課題となっています。

市庁舎等の概要(平成26年7月1日現在)

				71 1 1 20 11 /		
施詞	設名称	竣工年月日	敷地面積 (㎡)	建築面積 (m³)	延床面積 (m³)	勤務職員 数(人)
	本館	昭和 34 年 12 月 25 日	(1117	1,338.8	7,315.8	3 X () ()
	新館	昭和39年9月11日		2,028.4	3,460.7	
本庁舎	控室	昭和 43 年 12 月 25 日		120.6	211.6	764
<u> </u>	別館	昭和 47 年 11 月 25 日		445.8	978.5	
本』	· 宁舎計		8,680	3,933.6	11,966.6	764
分	庁 舎	昭和 57 年 12 月 9 日	492	344.7	976.5	102
第二	二 庁 舎	平成3年3月20日	1,613	1,083.8	3,799.5	294
幸田	丁分室	平成5年10月1日	240	64.8	129.6	8
青オ	ト 分 室	平成 11 年 8 月 31 日	500	240.8	460.7	31
市民会	館 事務棟	昭和 41 年 10 月 14 日	5,528	1,233.2	2,937.6	84
分庁	舎等計		8,373	2,967.3	8,303.9	519
駐車	国場 棟	昭和 46 年 8 月 31 日	_	1,901.4	6,455.0	
	·谷庁舎)	平成7年2月28日	11,577	3,018.0	(11,385.8)	254
	^{建ステーション} いた部分				9,152.1	
(朝日環均	竟センター)	平成 14 年 11 月 29 日	31,025	3,147.9	(33,091.2)	
	′クルプラザ棟 部事務課				750.0	65
(سام ۷	*	MI 40 F 10 H 4 H			(F.O.4.4 F)	
	道庁舎) 下水道部	昭和 43 年 12 月A棟 平成 10 年 2 月C棟	15,120	1,856.7	(5,844.5) 650.0	63
合	計	1797 23 1 2 74 3 PR	74,775	16,824.9	37,277.6	1,665
			•			

(注)職員数はパート等を含めた人数。その他の庁舎に14名の職員が配置されており、職員数の合計は1,679名となる。(14名の内訳:キュポ・ラ4名、人材育成センター4名、芝園分室6名)





本庁舎付近拡大図



5) バリアフリー対策の遅れ

本庁舎は狭あい化が進み、市民の窓口スペースの通路幅が狭くなっていたり、増築により経路等に段差が生じていたりする等、高齢者や障がい者の方等が利用しやすい 庁舎にはなっていません。また、高齢者、障がい者や子ども連れの方等が利用しやすい り多機能トイレの整備等も不十分です。

6) 環境負荷低減への対応の必要性

本庁舎は老朽化が進み、空調設備等も古くから利用している機器が多く、維持管理 費がかさむため、ライフサイクルコスト5の削減が課題となっています。

同時に、大規模な事業所として、率先して環境負荷の低減に取り組むことが強く求められています。

7) 大規模災害に対する備えの必要性

川口市地域防災計画では、災害時には、原則として鳩ヶ谷庁舎3階会議室に災害対策本部を設置すると計画されています。しかしながら、災害対策本部を構成する職員が、本庁舎と鳩ヶ谷庁舎に分かれている等、初動体制の構築にも課題があります。

また、耐震診断の結果からは大地震の発生で、本庁舎が被災する可能性が高く、災害対応へ支障が生じることも懸念されます。

4

⁵ 構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のこと。

(2) 新庁舎建設の必要性

市庁舎には、来庁者や職員の安全の確保と市民サービスの継続を図るため、大規模な地震や水害等の災害に対する建物の安全性が求められます。同時に、災害対応の司令塔として、災害発生時には迅速に市民へ情報を提供し、災害対策にあたることが求められます。

平成18年度および平成21年度に実施された本庁舎の耐震診断調査では、建築物の耐震性能を示す基準である構造耐震指標(Is 値)が、本庁舎本館の最も低いところで0.18という調査結果となりました。これは、庁舎に必要とされる構造耐震判定指標(Is 値=0.75)を大きく下回るものであり、大規模な地震に対して倒壊や崩壊の危険性が高いとの判定でした。

この結果を踏まえ、耐震補強と建替えの2つの方法で耐震性能を確保する検討を実施しました。

本庁舎を耐震補強する場合と同規模の庁舎を新たに建設する場合を比較したところ、まず、コストの面では、前者は約80億円~93億円6、後者は約95億円と試算されました。

また、機能面では、耐震補強する場合は、工事に伴い庁舎及び駐車場の利用が制約されること、その間、市民サービスの低下が懸念されること、現有以上の性能を持つ設備更新が不可能であること等が指摘されました。一方、同規模での庁舎を建設する場合は、省エネも兼ね備えた設備機器導入が可能であり、ライフサイクルコストの低減が期待でき、長期的な費用対効果を考慮すると耐震補強する場合と比べて優位となります。また、新規に建設することで、狭あい化、老朽化、市民サービス機能の低下、バリアフリーへの対応等の本庁舎が現在抱える課題を解消することができます。

以上のことから、本庁舎は高い耐震性能を備えることが急務であり、また、耐震補強工事ではなく、建替えにより、本庁舎の課題を解決することが適切と判断しました。

5

⁶ 本庁舎耐震補強の場合、移転をせず、執務をしながらの耐震補強工事と仮庁舎に移転しての補 強工事の2種類が検討され、それぞれ約80億円、約93億円と試算された。

(3) 新庁舎建設の検討経緯

これまで本市では、新庁舎建設の必要性に示したように、新庁舎の建設について、下表に示すとおり、本庁舎の耐震性や公有財産活用の観点から検討してきました。

本庁舎は、耐震診断の結果から、高い耐震性能を備えることが急務であり、現庁舎の課題解決のため建替えの方向で検討すると結論づけました。

また、新庁舎の建設場所については、庁舎立地の歴史的経緯を踏まえ、平成25年12月に、「現庁舎敷地並びに現市民会館敷地」とすることが議会で可決されました。 なお、昭和63年度より庁舎建設基金(現:庁舎等整備基金)を設置し、積み立て を開始しています。平成25年度末現在で、約59億7千万円となっています。

新庁舎建設の検討経緯

実施年	内容	結果
平成 18・21 年	本庁舎の耐震診断実施	すべての棟で、庁舎の安全性の 目安である I s 値=0.75を満 たしていない。
平成 21 年 5 月	議会(公有財産活用・災害対策 特別委員会)において方向性の 検討 (ア)本庁舎耐震補強費用 (イ)現庁舎と同規模で建替え た場合の工事費用	今後、耐震補強工事ではなく、 建替えの方向で検討する。
平成 23 年 8 月	議会(危機管理対策・庁舎整備 等特別委員会)において庁舎の 規模を検討	3つの検討方法により、庁舎規 模を提示(3案)した。
平成 24 年 2 月	議会(危機管理対策・庁舎整備 等特別委員会)において容積率 の検討	現行容積率では仮定した40, 000㎡の建物が建築できない ため、容積率の緩和の検討が必 要である。
平成24年11月~ 25年8月	川口市庁舎建設審議会(25 名)で新庁舎の建設場所を審議 「現庁舎敷地並びに現市民会 館敷地」または「スキップシティC街区敷地」の2箇所を候補 として検討	総合的に判断して、スキップシティC街区の方が優れている。 ※ただし、歴史的経緯や市民の思い等をどのように斟酌するべきかは、最終的には市長、議会の判断に委ねるとされた。
平成 25 年 12 月	建設地について、前岡村幸四郎 市長は「現庁舎敷地並びに現市 民会館敷地」にて決断し、議会 に議案として上程	賛成多数で可決される。

本庁舎の耐震診断実施結果(平成18・21年)

棟	構造	• 面 積	建築生	年次 最小 I s 値
本館	鉄筋コンクリート造	地上5階 地下 7,315.		4年 0.18
新館	鉄筋コンクリート造	地上3階 3,672.	3 ㎡ 昭和3	9年 0.19
別館	鉄筋コンクリート造	地上3階 978.	5 m² 昭和4	7年 0.35
駐車場棟	鉄筋コンクリート造	地上4階 6,455.	O m ² 昭和4	6年 0.40

- ※ I s 値: 建物の耐震性能を表す指標。震度 6 強程度の地震で以下の通りとされています。
 - Is < 0.3 ············倒壊または崩壊する危険性が高い
 - ・0.3≦ Is < 0.6…倒壊または崩壊する危険性がある
 - ・ 0. 6 ≦ Is ············· 倒壊または崩壊する危険性が低い

【安全性の目安】

·住宅、一般建築物等:0.6以上

・庁舎、病院、学校等:0.75以上

・災害対策本部等 : 0.9以上

2. 庁舎の基本的な考え方

(1)上位計画との整合性

新庁舎の建設においては、本市の基本的な計画、方針と整合するとともに、その理 念を体現する庁舎であることが重要です。

本市の上位計画として次のようなものがあげられます。

- 第4次川口市総合計画(計画期間 平成22年~平成34年)(平成22年4月)
- 川口市地域防災計画(平成26年3月)
- 川口市都市計画基本方針(平成23年3月)
- 第2次川口市環境基本計画(平成23年3月)
- 川口市地球高温化対策実行計画(区域施策編)(平成23年9月)
- 川口市緑の基本計画 改訂版(平成20年9月)

(2)基本方針

新庁舎の整備にあたっては、新庁舎が市民の共有財産として、日常生活のよりどころとなる施設となることを踏まえ、本市の目指すまちづくりの実現に貢献し、また率先する存在となることに留意します。

これらを踏まえ、新庁舎整備の基本方針を次のように定めます。

1) 市民が利用しやすく親しみやすい庁舎

今後ますます進むと考えられる高齢化や市民ニーズの多様化へ対応するため、市民が手続き・相談等の市民サービスを利用しやすい庁舎を目指します。また、本市のまちづくりを先導する拠点として、市民に親しまれる庁舎を目指します。

2) 災害対策拠点として安全・安心な庁舎

首都直下地震や水害への備えが急務となる中、市民と職員が安心して利用できる安全性を備えた庁舎を目指します。また、大規模災害の発生時には、迅速な災害対応や市民への情報発信を行う、災害対策本部機能としての役割が求められます。こうした役割十分に果たすことのできる、安全・安心な庁舎を目指します。

3) すべての人にやさしい庁舎

高齢者、障がい者、乳幼児連れや日本語に不慣れな方などが利用しやすいよう、バリアフリーに取り組むことはもちろん、ユニバーサルデザイン7の考え方に基づき、市役所を訪れる全ての人に安全でわかりやすく、ゆとりのある庁舎を目指します。

4)環境対策を率先する庁舎

自然エネルギーの活用や雨水再利用、省エネルギー化に取り組み、環境負荷を低減し、環境にやさしい庁舎とします。また、維持管理コストを削減し、ライフサイクルコストの縮減を実現する等、第2次川口市環境基本計画(平成23年3月)に定めた目標を率先して実現することを目指します。

5) 社会環境の変化に柔軟に対応できる庁舎

庁舎は市民に長期に利用される施設であり、社会環境の変化に伴う行政改革や行政 サービスの多様化に柔軟に対応していくことが求められます。また、本市は平成30 年度を目途に中核市の指定に向けて取り組んでいるところです。

そのため、組織や働き方の改編の度に増築や大規模な改修によらず、経済性にも配慮しながら時代の変化に即応していく柔軟性のある庁舎を目指します。

6) 川口市の地域性を生かした歴史と産業を継承する庁舎

本市は江戸時代以降、特に鋳物産業、植木や苗木の栽培が発展し、今日の発展の基となりました。現在では全国でも有数の中小企業のまちとして、鋳物、機械、木型および関連産業等、多種多様な業種が集積しています。また、植木業は、造園技術の進歩などで多様な形態として、緑化産業が成長し「安行ブランド」といわれるほどになってきました。

新庁舎は、こうした産業の蓄積を市民はもちろん、より広く発信し、第4次川口市 総合計画に掲げる本市産業を担う人材の育成や「ものづくり」の伝統ある地場産業の 発展に貢献することを目指します。

⁷ バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう生活環境などをデザインする考え方。

3. 庁舎の基本指標

庁舎は将来にわたり長く利用されるものであり、本市の人口動向を踏まえた上で庁舎規模を検討することが必要です。

ここでは、庁舎規模を算定するための基本指標として、人口、職員数、議員数についての現状と将来推計の結果を示します。

(1)将来人口

本市の人口は近年も増加を続け、現在、583,989人(平成26年1月1日現在。住民基本台帳による。)となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口推計結果(平成22年の国勢調査にもとづく推計8)でも、本市の人口は平成32年まで緩やかに増加すると予測されていました。

しかし、我が国の総人口が減少していく中、本市でも将来的には人口の減少が予測 されます

新庁舎の整備にあたっては、こうした人口の推移も踏まえて、そのあり方を検討することが必要です。

600,000 572.928人 561,506人 500,000 536,902人 400,000 300,000 200,000 100,000 0 (人) 平成22年 平成27年 平成32年 平成37年 平成42年 平成47年 平成52年

川口市の将来人口推計

※平成23年10月11日、川口市と鳩ヶ谷市が合併。平成22年の数値は両市の合算値。

出所:国立社会保障・人口問題研究所 「男女・年齢(5歳)階級別データー 『日本の地域別将来推計人口』 (平成25年3月推計)」

⁸ 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計は、平成22年度までの国勢調査結果にもとづく推計値である。

(2)職員数、議員数の決定

本市の職員数(パート等を除く)は、これまで第1次定員適正化計画(平成10~14年度)及び第2次定員適正化計画(平成15~17年度)を策定し、定員管理を 実施してきました。

さらに、「川口市行政改革集中改革プラン」において、過去の実績を踏まえ明確な数値目標を設定した第3次定員適正化計画を策定し、計画的な職員数の抑制に取り組むこととしました。平成17年度から平成21年度までの5年間については、いわゆる団塊の世代の大量退職を迎えたことに加え、新規職員採用を抑制することにより、計画的職員削減を図っていくこととしたところです。

新庁舎の整備にあたっては、現状の職員数を前提として検討を進め、その時々の計画の変更に応じて柔軟に見直しを図ることとします。本市は平成30年度を目途に中核市の指定に向けて取り組んでいるところであり、中核市に指定された場合には職員数を見直すことが想定されます9。

職員数の推移

(各年4月1日現在、単位:人・%)

年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	過去5年間の増減数
部門	20 年	21 年	22 T	23 年	Z4 T	Z0 T	(率)
一般行政	2,111	2,089	2,055	2,048	1,993	1,966	▲ 145 (▲ 6.9%)
教育	646	616	600	593	598	586	▲ 60 (▲ 9.3%)
消防	542	549	544	543	543	540	▲ 2 (▲ 0.4%)
公営企業	1,079	1,106	1,097	1,087	1,094	1,112	+ 33 (+3.1%)
総合計	4,378	4,360	4,296	4,271	4,228	4,204	▲ 174 (▲ 4.0%)

※職員数は定員管理調査における部門別職員数です。

※平成23年度以前の人数は合併前の川口市と旧鳩ヶ谷市の合計職員数

出所:川口市ホームページ「川口市人事行政の運営等の状況の公表について、平成24年度の状況の公表(平成25年度(平成26年3月1日付)公表)※平成26年4月28日更新」

_

⁹ 中核市に指定された際の職員数の増加は、最大でも100人程度となることが想定されている。

現在の本市の議員定数は、40名となっています。

平成23年に鳩ヶ谷市と合併した際に、議員の定数、任期の取り扱いについて次のように定め、議員定数を45名としました。

川口市・鳩ケ谷市の廃置分合(合併)の決定について

議員の定数、任期の取り扱い

定数特例を適用する。

川口市議会議員の残任期間に相当する期間(平成27年5月1日まで)に限り、 川口市議会議員の定数を増加し、鳩ケ谷市の区域をその区域とする選挙区を設 け、増員選挙を行う。

- ・ 編入合併特例定数 (45人) を適用する。
- ・ 45人:現川口市議会議員定数40人+現鳩ケ谷市を選挙区として増員する5人
- ・ 現在の川口市議会議員の任期満了後については、新市の議会で定めた定数で一般選挙を行う。
- ・ 合併前の定数は、川口市40人、鳩ケ谷市15人

出所:埼玉県ホームページ「川口市・鳩ケ谷市の廃置分合(合併)の決定について(平成23年)」

その後、平成27年5月の市議会議員の改選期に向けて議員定数の検討を進めた結果、平成26年6月議会において議員提案で条例改正を行い、議員定数を42名としました。一方、本市は平成30年度を目途に中核市の指定に向けて取り組んでいるところであり、中核市に指定された場合には議員数を見直すことも想定されることから、この動向を踏まえて議会棟の検討を進めていくことが必要です。

4. 窓口や執務空間に関する考え方

(1)市民利便性に関わる空間

市民が利用しやすく、親しみやすさを感じられる窓口等の市民利用空間を整備します。

1) 市民が利用しやすい窓口サービスの提供

①誰にでもわかりやすい案内機能

来庁者が、より早く・迷うことなく目的とする窓口に行けるように、わかりやすい 案内表示や総合案内の設置を検討します。

②市民にとって便利な窓口機能

市民にとって身近な手続きを受けられる窓口機能は、新庁舎の低層階になるべく集約する等、市民の行きやすさや市民への案内のしやすさに配慮します。

③安心・快適に利用できる窓口・相談環境の整備

市民が安心して手続きや相談ができるよう、プライバシーやユニバーサルデザインに配慮した窓口・相談環境を整備します。また、来庁者が用件を完了するまで、待ち時間を快適に過ごすことができるように待合いスペースを充実します。

2) 庁舎の利便性を向上させる施設の併設

①市民ニーズの高い施設・サービスの提供

市民が新庁舎を気軽に利用でき、市役所の手続きの待合時間の有効利用するための施設・サービスの導入について、市民ニーズや周辺の同種施設の立地状況等をふまえ、検討します。

(2)市民協働・交流に関わる空間

市民協働や市民同士の交流の促進に貢献する機能の充実を図ります。

1) 市民協働の活性化につながる空間

①市民協働空間の拡充

今後の市民協働活動をより積極的に推進していくため、こうした活動を行うための スペースの拡充を検討します。

②市政情報コーナーの拡充

市民が必要な市政情報を入手できるスペースを拡充することを検討します。

2) 市民同士の交流が促進される空間

①市の情報を発信する多目的スペースの配置

市民向けのイベント・展示等の開催や川口市の観光資源や歴史等の発信が可能なスペースを設置することを検討します。

(3)行政機能に関わる空間

効率的、機能性、安全性に配慮し、職員が意欲高く働くことのできる執務空間を整備します。

1) 職員が働きやすい執務室の実現

①業務上のつながりに配慮した業務効率を高める空間配置

新庁舎への機能集約を図り、分散化を解消することに加え、部署や諸室の配置は業務上のつながりに配慮し、近隣、隣接配置とすることで、業務の効率性を向上させます。

②将来の変化に柔軟に対応する執務室の整備

執務室は十分な広さを確保し、開放的で視認性が高く、職員のコミュニケーション を円滑化するオープンなフロアを目指します。

また、解決すべき課題が多様化する中、行政組織も柔軟に改編していきます。こうした組織の改編にあわせて大規模なレイアウト変更の工事を必要としない、ユニバーサルレイアウト¹⁰の導入等、将来の組織の変化や働き方に柔軟に対応できる執務室を検討します。

③執務室のICT対応の促進

執務室はフリーアクセスフロア11とする等、ICTへの対応を進めます。

なお、情報技術は日々進展しているため、将来の情報化の動向を見据えながら、本市の情報化の方針を基本として、必要に応じて柔軟に計画を見直します。

4会議・打合せスペースの充実

利用状況に応じて、共用の打合せスペースや会議室を設置し、現庁舎では不足している会議スペースの充実を図ります。

¹⁰ 組織にあわせてのレイアウト変更工事が必要ないオフィスレイアウトシステム。標準化された オフィスレイアウトであり、物を動かさず、人が移動することで組織の変化に対応する考え方。 そのため、異動の際の工事費等を大幅に削減できる。

¹¹ 二重床のこと。床と躯体の間の空間に、電源、各種ケーブル等の配線等の機器を収納。

また、税申告の受付や期日前投票、大量の発送業務、職員の研修等、一時的に大きなスペースを必要とする業務に備え、大規模な会議室を設けます。この会議室は、利用人数や用途によって規模を柔軟に変更できるものとする等、限られたスペースの有効利用にも配慮します。

⑤書庫・倉庫の適切な配置

新庁舎の整備にあたって、保存する必要のない不要な文書や重複して保有する文書、また、不要な物品の削減を進め、書庫や倉庫のスリム化を目指します。その上で必要となる書架、書庫、倉庫を適切に配置します。

2) 執務空間の防犯、情報管理対策の強化

①執務空間のセキュリティ性能の向上

庁舎は、多くの行政情報や個人情報を扱うため、執務空間には高い防犯性能や徹底 した情報管理の対策が求められます。空間の配置方法、ICカードの導入等を検討し、 執務空間のセキュリティ性能の向上を目指します。

なお、特に高いセキュリティが求められる情報システムや職員情報を扱う部門等には、複数の手段でセキュリティ性能を高める工夫を検討します。

3) 職員が意欲高く働くことのできる執務サポート機能の充実

①室内環境の快適性の向上

職員が健康を維持して円滑に業務にあたることができるよう、執務室は採光や換気 に配慮し、職員が働きやすい環境を目指します。

また、職員の業務効率の向上に資するよう、リフレッシュルームの設置を検討します。喫煙室は、来庁者と職員の受動喫煙に配慮し、設置の是非を引き続き検討します。

(4)議会機能に関わる空間

円滑な議会運営に必要となる諸機能の充実を図るとともに、議員、職員、市民の誰もが利用しやすい議会施設となるよう優れた機能性を有する施設に整備します。

1)機能性に優れた議会施設の充実

円滑な議会運営に資するよう、議場のICT化をはじめとして、委員会室、議員控え 室、各種会議室、議会図書室等、機能性に優れた議会の各種施設の充実を図ります。

2) 利用しやすい議会施設の整備

議会機能の独立性を踏まえながら、議員、職員はもとより、訪れる市民にとっても 安全で利用しやすいよう、議場や諸施設の配置、動線に配慮した整備をします。

また、議場や傍聴席、通路等のバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい施設とするとともに、傍聴席を充実させることにより市民の来庁に対応できるよう配慮します。

5. 庁舎の機能

(1)防災関係機能

災害発生時に、庁舎は市民の生命を守るための防災拠点、また災害対策活動の指令 拠点としての役割を担うことが求められます。これらの役割を十分に発揮できるよう な機能を整備します。

1) 災害対策本部機能

庁舎は災害発生時に応急対応、復旧・復興の活動拠点となることから、議会、消防等の様々な関係機関と連携を図ることが可能となる災害対策本部を設置します。

災害対策本部は、平常時には職員向けの大きな会議室や多目的ホールとしても利用 可能とします。

2) 災害対策スペース

災害発生時に市民の一時避難スペース、支援物資の受入れスペース、ボランティア 待機スペース等さまざまな用途に使用できる大きな空間の設置を検討します。

3) 災害に配慮した施設構造

①地震に対する構造安全性

新庁舎は大規模地震発生時に庁舎利用者の安全を確保するとともに、被災後に速やかに業務を再開できるように建物の構造体、非構造部材、設備機器について十分な耐震性を確保するようにします。

②水害に対する安全性

新庁舎は荒川の氾濫の可能性が高い地域であることや、いわゆる「ゲリラ豪雨」に 対応できるよう、地下に居室を設けないなど、水害に対する安全性を確保するように します。

③設備の安全性

災害発生時の業務の継続性を確保する観点で、設備についても安全性が求められます。設備系統の多重化や、エネルギー供給が遮断された際にも対応できるように、独 自電源からの電力供給や雨水貯留槽、燃料の備蓄機能等を備えます。

また、水害発生時に備え、設備機器は浸水の可能性のある階には設置しないようにします。

(2)環境共生に関わる機能

地球温暖化対策等の自然環境への負荷を低減するとともに、ライフサイクルコストを抑えた庁舎を目指します。

1) 自然エネルギーの活用

自然採光・自然通風や太陽光発電、雨水の利用等、自然エネルギーを積極的に活用 します。

庁舎敷地や庁舎建物の緑化を進め、施設に自然環境をできるだけ確保し、ヒートアイランド現象の緩和に寄与するようにします。緑化については「川口市緑の基本計画改訂版」(平成20年9月)に基づき緑地面積20%の確保を目指します。

2) ライフサイクルコストの低減

建物のライフサイクルコストを低減するために、建設段階はもとより、運用管理段階のコスト削減に留意します。

自然エネルギーの活用等、建物の省エネルギー化を進めるとともにリサイクル材等 の低環境負荷材料の使用を検討します。

建物の長寿命化を図るために、建物のフレキシビリティを確保するとともに耐久性 の高い部材・機器を活用します。建物の目標耐用年数は「川口市施設マネジメント基 本方針」(平成25年9月)に基づき、原則として65年以上とします。

(3)バリアフリーに関わる機能

庁舎は、高齢者、障がい者や日本語に不慣れな方など様々な方が利用する施設であることから、来庁者、職員ともに使いやすくわかりやすいバリアフリーな建物であることが求められます。

1)建物内部の配慮

相談を伴うような業務空間では、高齢者や障がい者などにも配慮した誰でも利用しやすい窓口構成とし、機微な情報を取り扱う場合にはプライバシーに配慮した空間を設けます。

障がい者や乳幼児連れの方等にも配慮し、多機能トイレを設置します。 廊下や階段は、誰もが安全で移動しやすいように十分な幅員を確保します。

2) 建物外部の配慮

駐車場は歩行者と自動車の動線を明確に区分し、車いす利用者用駐車場は庁舎の出入り口付近に確保します。

公共交通機関の利用に配慮し、バス停や車回しは庁舎の出入り口付近に確保します。

3) 庁舎案内

高齢者、障がい者や日本語に不慣れな方などに配慮し、誰にでもわかりやすい案内表示サインとします。

ハード面だけでなく、来庁者に対してわかりやすく丁寧な案内を行うことのできる ホスピタリティを目指します。

(4)その他の機能

1) セキュリティ機能

来庁者および職員の安全を確保するとともに、庁舎で取り扱う各種の情報の適切な 管理を行うため、セキュリティの確保に留意します。

庁舎の業務用途に応じたセキュリティのレベルを設定するとともに、夜間利用や土休日利用などにも配慮したゾーニングに配慮します。

2) 川口市を象徴付ける機能

川口市の地域に根ざした産業・文化を庁舎整備にできるだけ反映します。地場産業である鋳物や植木の活用を積極的に図ります。

庁舎内には、市民の要望が高い市の歴史・文化などに関する展示スペースの設置を 検討します。

なお、市民会館敷地にある市民ホール機能については、平成2年に川口総合文化センター「リリア」¹²が、平成18年には複合施設キュポ・ラ内に市民ホール「フレンディア」¹³がそれぞれ整備されたことにより、市民会館のホール機能はこれらの施設によって代替されたものと考えることもできます。

新庁舎整備の際には、施設機能の重複を避け建設コストを増大させないためにも、市民会館が有していたようなホール機能は設けない方向で検討します。一方、新庁舎の出入口付近には災害発生時には災害対策スペースとなり、日常時には展示、イベントやミニコンサート等に活用可能な空間の設置を検討します。

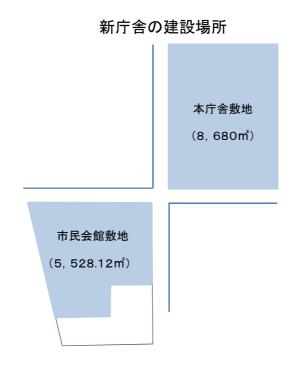
13 520㎡のホールで4分割可能、可動壁の移動により680㎡まで拡張可能

¹² メインホール2,002席、音楽ホール600席

6. 建設計画に関する考え方(敷地利用計画)

(1)建設場所の考え方

新庁舎を建設する場所は、現本庁舎が存在する本庁舎敷地と交差点を挟んで斜め向かいの東日本大震災以降に閉鎖管理状態にある市民会館敷地とします。敷地面積の合計は14,208.12㎡となります。



建設場所の概要

項目	本庁舎敷地	市民会館敷地
敷地面積	8,680 m²	5,528.12 m²
用途地域	準工業地域	準工業地域
建ぺい率	60%	60%
容積率	200%	200%
日影規制	あり	あり
その他の地域地区の指定	準防火地域	準防火地域

(2)敷地の利用方法に関する考え方

1) 駐車場及び駐輪場の規模の設定

①駐車場の規模の設定

駐車場の設置台数は、現時点の本庁舎と鳩ヶ谷庁舎および周辺に散在している駐車場の収容台数を合わせた490台にやや上乗せした500台と設定します。

本庁舎の駐車場については、市民から現状の収容台数について余裕がないという意見が多く寄せられており、現状よりも増やすことが求められます。一方、鳩ヶ谷庁舎分は支所機能の利用者も多いことから、現状よりも減らしてもよいと考えられますので、現状の収容台数をやや上回る台数に設定しました。

名称	馬主耳	駐車場収容台数(台)						
	来庁者用台数	公用車台数	計	徒歩時間(分)				
本庁舎	160	28	188	1				
第2庁舎	16	0	16					
市民会館	2	7	9					
青木分室	2	0	2					
中青木2丁目駐車場	1	27	28	5				
鳩ヶ谷庁舎	78	61	139					
青木2丁目駐車場	0	54	54	2				
青木4丁目駐車場	0	54	54	10				
合計	259	231	490	_				

本庁舎、鳩ヶ谷庁舎およびその周辺の駐車場の収容台数

②駐輪場の規模の設定

駐輪場の来庁者用台数は、現時点の本庁舎と鳩ヶ谷庁舎の来庁者用駐輪場の台数の合計である283台にやや上乗せした300台とします。また、駐輪場の職員用台数は現時点の本庁舎と鳩ヶ谷庁舎で公用、バイクも含め492台なので、やや上乗せした500台と設定します。

本庁舎の駐輪場については、市民から現状の収容台数について余裕がないという意見が多く寄せられており、現状よりも増やすことが求められます。職員用についても不足気味なのが現状です。一方、鳩ヶ谷庁舎分は支所機能の利用者も多いことから、現状よりも減らしてもよいと考えられます。

本庁吉のより鳴ケ谷庁吉の駐輛場の収谷百数							
名称 駐輪場収容台数(台)							
	来庁者用台数	職員用台数	計				
本庁舎	183	342	525				
鳩ヶ谷庁舎	100	150	250				
合計	283	492	775				

本庁舎および鳩ヶ谷庁舎の駐輪場の収容台数

2) 駐車場、駐輪場の配置

新庁舎は、敷地が本庁舎敷地と市民会館敷地の2つに分割されるので、それぞれの 敷地に駐車場および駐輪場を設置することにします。台数の配分については基本計画 段階で検討します。

駐車場および駐輪場はわかりやすい場所に設置し、特に障がい者用駐車スペースについては庁舎の出入り口に近い場所に設置します。

駐輪場については、雨天や暑気の対策として屋根の設置を検討します。

(3) 鳩ヶ谷庁舎、第二庁舎、分庁舎等の将来の利活用

1) 将来の利活用の検討対象となる庁舎

新庁舎の整備に際して将来の利活用を検討するのは、本庁舎(本館、新館、控室、 別館、駐車場棟)、分庁舎、第二庁舎、幸町分室、青木分室、市民会館事務棟、鳩ヶ 谷庁舎の7つの庁舎と本庁舎業務が一部入居している朝日環境センターのリサイク ルプラザ棟と水道庁舎のC棟となります。

将来の利活用の検討対象となる庁舎

(平成26年7月1日現在)

	施設名称	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	竣工年
本庁舎	本館	_	1,328.8	7,315.8	昭和 34 年
	新館	_	2,028.4	3,460.7	昭和 39 年
	控室	_	120.6	211.6	昭和 43 年
	別館	_	445.6	978.5	昭和 47 年
	本庁舎計	8,680	3,933.6	11,966.6	_
	駐車場棟	_	1,901.4	6,455.0	昭和 46 年
分庁舎等	分庁舎	492	344.7	976.5	昭和 57 年
	第二庁舎	1,613	1,083.8	3,799.5	平成3年
	幸町分室	240	64.8	129.6	平成5年
	青木分室	500	240.8	460.7	平成 11 年
	市民会館事務棟	5528	1,233.2	2,937.6	昭和 41 年
	分庁舎等計	8,373	2,967.3	8,303.9	_
(鳩ヶ谷庁3	舎)	11,577	3,018.0	(11,385.8)	平成7年
支所と保	健ステーションを除いた部分			9,152.1	
(朝日環境	センター)	31,025	3,147.9	(33,091.2)	平成 14 年
うちリサイ	'クルプラザ棟環境部事務課			750.0	
(水道庁舎)	15,120	1,856.7	(5,844.5)	
うちC棟下	水道部			650.0	平成 10 年
合計		74,775	16,824.9	37,277.6	_

2) 新庁舎への集約の考え方

①独立性の高い部署が配置されている施設

独立性が高く、同居している部署との親和性が高く、現在の配置でも問題のない部署は現状のままとします。朝日環境センター内にある環境部と水道庁舎内にある下水道部は新庁舎整備後も集約せず、現状のままとします。

②新庁舎に集約化を図る施設

朝日環境センターと水道庁舎以外の施設に配置されている部署については、新庁舎 整備後に集約することにします。

3) 新庁舎集約後の既存庁舎の活用方法

①鳩ヶ谷庁舎

鳩ヶ谷庁舎は本庁舎から離れた場所にあり、支所機能は新庁舎整備後も維持します。 現在鳩ヶ谷庁舎に入居している建設関係の部署が新庁舎に移転集約したあとには広 大な空きスペース(余剰部分)が発生します。鳩ヶ谷庁舎の余剰部分については、以 下に示す機能の入居を検討します。

- ・消防本部の事務機能、
- 保健所機能14
- ・ 市民協働施設の分室機能

②その他の庁舎

分庁舎、第二庁舎は、庁舎整備費用を踏まえて、庁舎機能として継続して活用、あるいは他の用途での活用を検討します。幸町分室、青木分室は、庁舎としての利用を廃止し、他の公共施設としての利用あるいは民間への賃貸・売却を検討します。これらは本庁舎に近接しており、文書や物品の保管庫として利用することも可能です。

既存庁舎の新庁舎建設時の活用方法

施設名称	新庁舎建設時の活用方法
本庁舎	建替えによる解体
駐車場棟	建替えによる解体
分庁舎	庁舎機能として活用、あるいは他の用途での活用等を検討
第二庁舎	庁舎機能として活用、あるいは他の用途での活用等を検討
幸町分室	他の用途に転用、あるいは民間へ賃貸または売却
青木分室	他の用途に転用、あるいは民間へ賃貸または売却
市民会館事務棟	建替えによる解体
鳩ヶ谷庁舎	支所として引き続き利用し、余剰部分は消防本部、保健所等としての利用を検討
朝日環境センター	環境部事務課入居部分がリサイクルプラザ棟を引き続き庁 舎として利用
水道庁舎	下水道部が C 棟を引き続き庁舎として利用

¹⁴ 中核市移行時に県から市に移管されている保健所機能を保健センター機能と一体的に整備することを検討する。

(4) 概略規模・概略費用、概略工期等

1) 概略規模

平成26年度における職員数を新庁舎の想定職員数(1,679人)と設定し、旧総務省地方債算定基準を参考に防災機能やその他の諸室を加えて新たな本庁舎の規模を算定すると40,000㎡となります。

旧総務省地方	信質定基準に	よる	る規模設定
コロ かいりか ロブビノチ	尽开心生干气	5	ᄁᄱᅜᇠᄮ

	区分	役職	人数	換算係数	一人当面積 (m)	各面積(m³)	面積(m³)
		特別職	5	20.0	90.0	450	
		部長、次長	63	9.0	40.5	2,552	
		課長、主幹	60	5.0	22.5	1,350	
1	事務室	補佐、係長	194	2.0	9.0	1,746	12,204
		一般職員等*1	1,357	1.0	4.5	6,107	
		製図員	0	1.7	7.7	0	
		計	1,679			12,204	
2	書庫・倉庫	①の面積	12,204	指数	0.13		1,587
3	会議室・便所等	職員数 (人)	1,679	必要面積	7		11,753
4	玄関・通路等	$1+2+3 (m^2)$	25,544	指数	0.40		10,217
⑤	議事堂	議員数(人)*2	50	必要面積	35		1,750
6	小計 (①~⑤)						37,511
7	防災関係諸室*3						1,300
8	市民協働スペース*4						0
9	その他諸室(金融機関、展						1,200
	示スペース等)*5						
					合計		40,011

注 *1:臨時雇用等を含む。執務環境の変化により、製図員も一般職員とみなして設定。

*2:議員定数を50名と設定。

*3:秋田市役所の設定値。

*4:市民協働スペースは新庁舎内部には設けず、鳩ヶ谷庁舎等に設けることを想定。

*5:町田市役所の設定値を基に設定。

また、敷地制約の関係で駐車場は立体駐車場あるいは庁舎の地下に設ける必要があります。そのため駐車場 1 台あたりの所要面積を 3 0 ㎡とすると 5 0 0 台収容するためには 1 5 , 0 0 0 ㎡の規模の駐車場施設が必要となります。

そのため、新たな本庁舎の規模は庁舎部分の40,000㎡に駐車場部分の15,000㎡を加えた55,000㎡と想定されます。

一方、新たな本庁舎の整備にあたり、新耐震基準で整備された既存の分庁舎等で新庁舎と離れていても支障がない庁舎を引き続き活用することにすると、活用可能な庁舎の面積は1, 400 m あるため、新庁舎に必要な面積は53, 600 m となります。

なお、新庁舎の規模は、基本計画段階で現庁舎の実態調査の結果やモデルプランの 検討等を踏まえ、改めて精査します。

新庁舎の規模の設定

	延床面積(㎡)	備考
本庁舎に必要となる庁舎規模	40,000	駐車場部分を除く
本庁舎に必要となる駐車場規模	15,000	
本庁舎に必要となる全体規模	55,000	
活用できる既存庁舎の規模	1,400	朝日環境センター(リサイクルプラザのうち
		環境部が配置されている部分)、水道庁舎
		(下水道部が配置されている部分)
新庁舎の規模	53,600	本庁舎に必要となる全体規模から、活用で
		きる既存庁舎の規模を除いた面積

2) 概略費用

新庁舎の建設工事費用は、近年の庁舎整備に要する工事単価を基に設定すると、概略費用は175億円から229億円と想定されます。工事費用に幅が生じるのは駐車場を地下階に設けるか立体駐車場とするのかによる違いによるものです。なお、建設工事費用には庁舎本体工事費用、駐車場費用に加え、外構工事費用、既存建物解体費用、付帯建築物工事費用が含まれています。

建設工事費用以外に、設計監理費用、申請関連費用、什器備品費用、移転費用が必要となり、その他の費用は18億円と想定されます。工事費用とその他費用を合わせた総事業費は、税抜きで194億円から247億円ほどになることが想定されます。一方、本市の財政収支の観点から、新庁舎の整備に係る事業費総額を現状で200

一方、本市の財政収支の観点から、新庁舎の整備に係る事業實総額を現状で200 億円(税込み)を上限として推進することが求められています。そのため、新庁舎の 建設費用等については基本計画段階で、駐車場の形態、一部分散化は残るものの既存 施設の活用など、事業費総額が200億円(税込み)となるように、コスト縮減に向 けた方策を検討します。

3) 容積率を緩和するための手法

新庁舎の建設場所として想定している敷地面積は、2つの敷地を合わせても14,208㎡程度しかないため、現在の都市計画による容積率の200%のままでは新庁舎に必要な面積を確保できません15。そのため本庁舎敷地で新庁舎を建設するために、以下に示す4種類の容積率の緩和手法を検討しました。

-

¹⁵ 現状の容積率は200%であるので、許容される床面積は28, 416㎡となる。

- ①高度利用地区16
- ②特定街区17
- ③地区計画(再開発促進区)18
- ④総合設計制度19

「建築計画の実現性」、「近隣への影響」、「運用上の課題」等を検討した結果、①高度利用地区もしくは④総合設計制度の案が考えられます。延べ面積54,000㎡の建物を建設するためには、容積率の緩和が150%程度必要となりますが、それを実現できるのは高度利用地区しかないため、新庁舎の整備においては高度利用地区が最も適切な手法と判断されます。

高度利用地区を採用した場合でも容積率の緩和は150%が限度のため、1つの敷地にまとめて建設することはできず、2つの敷地にまたがって新庁舎を建設することになります20。

なお、高度利用地区は都市計画手続きが必要となるため、都市計画としての合理性や必要性など都市計画決定としての妥当性が求められます。

4) 概略工期

新庁舎の建設は現本庁舎敷地での建替え工事となりますが、本庁舎の移転候補地が みあたらないため、工事期間中に本庁舎を活用しながら工事を進めるいわゆる「居な がら施工」を行うこととします。そのため、建設工事は工期を二つに区分し、第1期 工事は市民会館敷地で市民会館を解体した後で新たな庁舎を建設し、第1期工事が完 了した時点で本庁舎から市民会館敷地に新たに整備した新庁舎に移転を行います。移

¹⁶ 都市計画法による地域・地区の一つで、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建 ペい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区のこと である。この手法を用いることで容積率の最高限度を現状の200%から上乗せすることが可 能である。川口市内では既に11件の実績がある。

¹⁷ 都市計画法による地域・地区の一つで、既成市街地の整備・改善を図ることを目的に、ある街 区において、既定の容積率や建築基準法の高さ制限を適用せず、別に都市計画で容積率・高さ などを定める制度である。

¹⁸ 都市計画法による地域・地区の一つで、地区計画は、特定の区域にふさわしいまちづくりを誘導するために市町村が定める計画で、建築物等に関する制限を詳しく定めることができる。この地区計画の区域の内部において、市街地の再開発・開発整備を実施すべき区域を定めることができ、この区域を「再開発等促進区」と称する。川口市内では既に2地区で実績がある。

¹⁹ 都市計画で定められた制限に対して、建築基準法で特例的に緩和を認める制度の一つである。 公開空地の確保により市街地環境の整備改善に資する計画を評価し、容積率、高さ制限、斜線 制限などを緩和するものである。川口市内では既に27件(共同住宅26件、事務所1件)の 実績がある。

 $^{^{20}}$ 高度利用地区を採用した場合、容積率は現行の200%から350%に上乗せすることが可能。仮に本庁舎敷地に1棟を建設した場合、許容される床面積は8,680㎡×350%=30,380㎡となる。駐車場部分の床面積は建築物全体の床面積の1/5を限度として容積率算定の際の延べ面積から除外できるため、延べ面積が54,000㎡で駐車場面積が15,000㎡の場合、10,800㎡(=54,000/5)が除外できるので、容積率算定の際の延べ面積は43,200㎡となる。43,200㎡>30.380㎡のため、1敷地では建設できない。2つの敷地を活用すれば、許容される床面積は14,208㎡×350%=49,728㎡となる。43,200㎡<49.728㎡のため、2つの敷地を活用すれば建設可能。

転完了後に本庁舎敷地の本庁舎を解体し、新たな庁舎を建設します。本庁舎敷地に新たな庁舎が完成した時点で分庁舎等に分散している諸室の集約を行います。

第1期工事と第2期工事を合わせて、概略工期は5年8ヶ月と想定されます。 なお、新庁舎の工期は基本計画段階で改めて精査します。

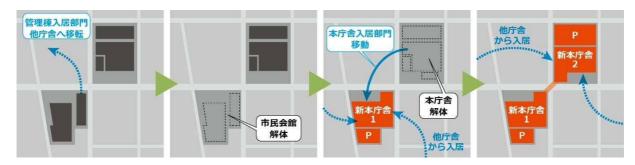
設計:平成27~29年度(21ヶ月間) 施工:平成30~35年度(68ヶ月間)

新庁舎建設工事の工程表

概要	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
似女	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
基本構想・基本計画										
基本設計・実施設計										
建設工事										
解体工事(市民会館)										
建設工事(市民会館敷地)					第1期	工事				
解体工事(本庁舎等)										
建設工事(本庁舎敷地)									第2期工事	

注:上記で示した他に、許認可等の業務が必要となる。

新庁舎建設工事ローテーションのイメージ



7. 事業計画に関する考え方

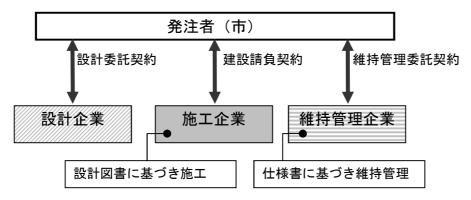
(1)代表的な事業方式の整理

新庁舎の建設において適用可能と想定される代表的な事業方式について、その特徴を整理します。

1) 公共直営方式

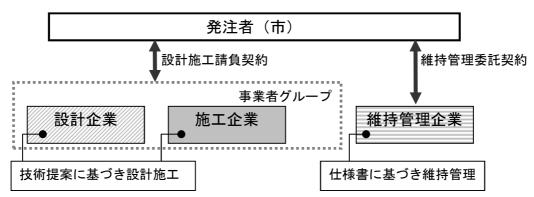
①従来方式

設計企業、施工企業、維持管理企業を各々別々に選定・発注する最も一般的な方式です。発注者である自治体は、設計企業に委託して基本設計及び実施設計を行い、完成した設計図書を仕様として施工企業への発注を行います。また、維持管理企業は、基本的に単年度・仕様発注となります。



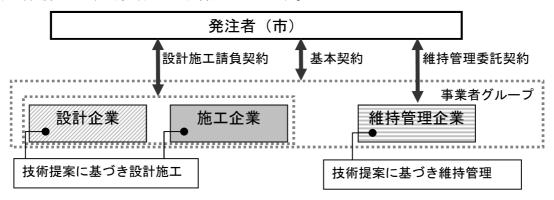
②設計·施工一括発注方式(DB方式)

設計企業及び施工企業を同時に選定・発注し、維持管理企業は別に選定・発注する 方式です。設計企業及び施工企業の選定にあたっては、建設工事費を含めた技術提案 を求めるため、基本設計に近いレベルの提案を求めることになります。また、維持管 理企業は、基本的に単年度・仕様発注となります。



③設計施工·維持管理一括発注方式(DBO方式)

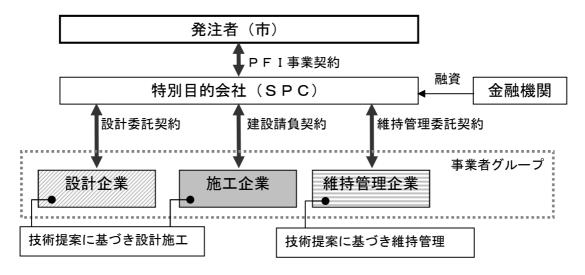
設計企業、施工企業及び維持管理企業をすべて同時に選定・発注する方式です。PFI方式と異なり、建設資金の調達は発注者が行うとともに、契約も各々別々に締結します。事業者選定にあたっては、基本設計に近いレベルの提案を求めるほか、維持管理業務の基本的仕様まで提案を求めます。



2) 民間資金活用方式

①PFI方式(BTO方式²¹、BOT方式²²など)

設計企業、施工企業及び維持管理企業をすべて同時に選定し、これらの企業が設立した特別目的会社(SPC²³)に対して一括発注する方式です。DBO方式と異なり、建設資金の調達は受託者(SPC)が行い、発注者は事業期間にわたって割賦方式で建設資金をSPCに返済します。事業者選定にあたっては、基本設計に近いレベルの提案を求めるほか、維持管理業務の基本的仕様まで提案を求めます。



⁻

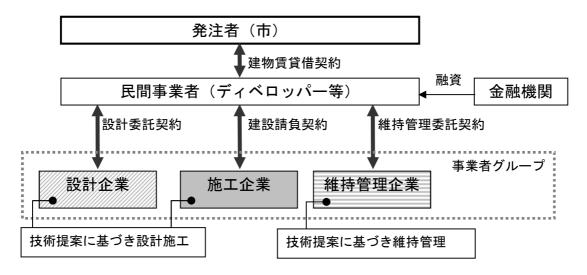
²¹ BTO (Build Transfer and Operate) 方式:民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に発注者(市)に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式である。

²² BOT (Build Operate and Transfer) 方式:民間事業者が施設を建設し、維持管理及び運営し、事業終了後に発注者(市)に施設所有権を移転する方式である。

²³ SPC (Special Purpose Company): 特定の目的の事業のみを行うために設立された事業会社のこと。PFIでは、公募提案する共同企業体(コンソーシアム)の構成員が出資してSPCを設立し、当該PFI事業にかかる設計・建設・管理・運営にあたることが一般的である。

②リース方式(民間所有施設の賃貸借)

発注者は、民間事業者(ディベロッパーやリース会社など)に対して要求する性能 仕様の建築物等の建設、所有、維持管理の事業提案を求め、選定した民間事業者が整 備・所有・維持管理を行う建物を一定期間借り受ける方式です。PFI方式と異なり、 自治体が借り受ける建物は公共施設では無く、民間施設として位置づけられます。事 業者選定にあたっては、基本設計に近いレベルの提案を求めるほか、維持管理業務の 基本的仕様まで提案を求めます。



3) 各事業方式の比較

各事業方式の一般的なメリット及びデメリットを整理します。

事業方式	メリット	デメリット
従来方式	仕様発注により業務内容が明確と	設計企業、施工企業及び維持管理企
	なるため、施設の設計建設内容に発	業はそれぞれ別々に選定すること
	注者(市)の意向を反映しやすい。	から、ライフサイクルコストの削減
		が図られない可能性がある。
設計・施工一括発注方式	設計企業及び施工企業を同時に選	施工企業側の意向に偏った設計と
(DB方式)	定することにより、建設コストの削	なりやすく、設計企業や発注者(市)
	減を図られる可能性がある。	のチェック機能が働きにくい。
設計施工·維持管理一括発	設計企業、施工企業及び維持管理企	資金調達は発注者(市)が行うこと
注方式(DBO方式)	業を同時に選定することにより、建	から、PFI方式と異なり市の財政
	設コスト及び維持管理コストを含	負担額の平準化が図られにくい。
	めたライフサイクルコストの削減	
	を図られる可能性がある。	
PFI 方式	設計企業、施工企業及び維持管理企	事業者選定にあたってはPFI法
	業を同時に選定することにより、ラ	に基づいた手続きが必要となるこ
	イフサイクルコストの削減を図ら	とから、選定コストが大きく選定期
	れる可能性があるとともに、市の財	間が長期化する。
	政負担額の平準化が図られる。	
リース方式	民間所有施設を長期間にわたって	建設するのはあくまでも民間所有
	発注者(市)が借り受けることから、	施設であることから、建物の性能水
	ライフサイクルコストの削減を図	準(構造基準など)は民間仕様相当
	られる可能性があるとともに、市の	となることが一般的である。
	財政負担額の平準化が図られる。	

(2) 新庁舎建設事業に適用可能な事業方式の選定

新庁舎の建設においては、本市の新庁舎建設事業の特徴を踏まえて、適切な事業方式を見極めることが重要です。

1) 新庁舎建設事業の特徴を踏まえた事業方式選定の考え方

①現本庁舎を活用しながらの現地建替

新庁舎建設事業では、現本庁舎を活用しながらの現地建替となります。このため、 更地での新築事業と比較し、工事を進める上で、現本庁舎の利用を確保するための各 種調整事項が数多く発生することが想定されます。

設計施工一括発注方式、DBO方式、PFI方式、リース方式は、本市と事業者が包括的に契約を締結し、建設工事の工程管理は基本的に民間事業者の責任下において行われます。しかしながら、現本庁舎を活用しながらの現地建替では、工程管理に影響を及ぼす調整が数多く発生することが見込まれるため、民間事業者の責任下による工程管理が難しくなります。

このため、新庁舎建設事業においては、本市の責任下で工程管理を行うことができる、従来方式が適していると考えられます。

②長期間に渡る工期

新庁舎建設事業では、第1期工事と第2期工事を合わせた概略工期は6年10ヶ月と想定されます。近年、東日本大震災からの復興に伴う建設需要や東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う建設需要の増加によって建設費が高騰しており、特に建設企業を中心として長期契約の締結を敬遠する傾向にあります。

設計施工一括発注方式、DBO方式、PFI方式、リース方式は、本市と事業者が長期契約を締結し、基本的には契約金額の範囲内での業務履行を求めることになります。契約条件として物価変動による契約金額の見直し条項を織り込むことは可能ですが、これらの事業方式は設計図書に基づいて発注する方式ではないため、物価変動を反映することが技術的に難しいという指摘もあります。

このため、新庁舎建設事業においては、契約期間が長期間になりにくく、物価変動による契約金額の見直しを行いやすい、従来方式が適していると考えられます。

③行政職員が市民サービスを提供する施設

新庁舎は、行政職員が市民サービスを提供する施設であることから、本市行政職員 自らが利用しやすい建築計画を実現することができる事業方式が望ましいと考えら れます。

DBO方式、PFI方式、リース方式は、設計・建設から維持管理・運営までを含めて一括発注することにより、維持管理・運営を行う主体が利用しやすい施設を自らが設計建設することで、効率的な建築計画の実現が期待される事業方式です。一方、

新庁舎建設事業の場合、施設を利用するのは行政職員であり、これらの事業方式では、設計・建設を行う主体と施設を利用する主体は異なります。

このため、新庁舎建設事業においては、建築計画の仕様を利用者である行政職員が決定することができる、従来方式が適していると考えられます。

2) 新庁舎建設事業の事業方式

新庁舎建設にあたっての事業方式については、本市の新庁舎建設事業の特徴を踏まえて、従来方式を中心として検討を進めていくものとします。

建物配置イメージ

(1)検討の前提

- ・庁舎機能は機能別に大別すると、行政機能、議会機能に区分され、行政機能は、大まかに市民窓口部門、事業部門、企画管理部門の3つに区分されます。
- ・市民窓口部門には、住民・福祉・医療保険・税関係部局及び、市民の憩いのスペースや市の情報発信スペース等が、事業部門には、経済・建設部局等が、企画管理部門には、企画財政・総務部局及び、危機管理部局等が含まれます。一 般的に、企画管理部門は市長と同一建物に配置されることが望まれます。
- ・また、市長と議会機能は、公務の効率性を考慮して、同一建物に配置されるべきと考えます。
- ・よって、<u>市長、議会機能、企画管理部門のグループと、市民窓口部門、事業部門</u>の3つのグループを、2つの敷地に配置することの検討が必要となります。
- ・駐車場は双方の敷地に整備することを予定しますが、比較的規模の大きな駐車場は、交通量を勘案し敷地面積の広い現庁舎敷地に整備される予定です。
- ・いずれのパターンにおいても、水害被害に備え、2階レベルに災害対応スペースを配置するなどの災害対策の検討は可能です。

(2) 今後更なる検討が必要な事項

- ・建物配置後の各機能の規模(建物容量に収まるか)や駐車場の配置・規模について今後、詳細な検討が必要となります。
- ・災害発生時に必要となる、市民の一時避難スペースや支援物資受入スペース等について、近接すべき庁舎の機能や確保すべき規模の検討が必要となります。
- ・第二庁舎や分庁舎など既存庁舎の活用可能性について検討し、新たに新設する庁舎規模をコンパクト化するなど、建設コストの縮減に向けた方策の検討が必要となります。

(3)建物配置							
	パターン パターンA		パターンB	パターンC	パターンD		
ē	配置イメージ		・市長・議会機能・企画管理部門(防災機能含む)・市民窓口部門	市長・議会機能・企画管理部門(防災機能含む)・事業部門	•市民窓口部門	- 事業部門	
				-市民窓口部門	・市長・議会機能・企画管理部門(防災機能含む)・事業部門	・市長・議会機能・企画管理部門(防災機能含む)・市民窓口部門	
実現	できるコン イメージ	セプト	市民窓口、市長、議会が一体となった市民に開かれた市庁舎	業務効率性の高い市庁舎 (災害時にも速やかに体制移行できる災害に強い市 庁舎)	市民利用空間の充実した市民が親しみやすい市庁 舎 (災害時にも速やかに体制移行できる災害に強い市 庁舎)	市民窓口、市長、議会が一体となった市民に開かれ	
	特徴		・市長、議会と市民利用空間を一体的に構成・市民利用空間に十分な面積を確保・市民の自動車利用に配慮	・市長、危機管理(防災部署)を一体的に構成 ・市民利用空間を独立して構成 ・事業部門に十分な面積を確保	・市長、危機管理(防災部署)を一体的に構成・市民利用空間を独立して構成・市民の自動車利用に配慮・市民利用空間に十分な面積を確保	・市長、議会と市民利用空間を一体的に構成・事業部門に十分な面積を確保	
		親しみやすさ	市長、議会と市民窓口部門が一体的に整備されることにより、市民に開かれたシティホールとしての役割を強調できる。	市民利用空間に十分な面積を確保できる。	市民利用空間に十分な面積を確保できる。	市長、議会と市民窓口部門が一体的に整備されることにより、市民に開かれたシティホールとしての役割を強調できる。	
	市民 利便性	利便性	○ 市民窓口機能や市民利用スペースを低層に配置した すい(ワンストップ対応等)	市民会館敷地は基準階面積を十分に広く取れないた × め、市民窓口配置に制約がある。(ただし、設計次 第)	○ 市民窓口機能や市民利用スペースを低層に配置しや すい(ワンストップ対応等)	× 市民会館敷地は狭いため、市民窓口配置に非常に 制約がある。(ただし、設計次第)	
		アクセス	自動車アクセスの良い現庁舎敷地に市民窓口部門を 配置することで、車による来庁者の利便性や安全性 を確保しやすい。	市民会館敷地には多くの駐車スペースを確保することが難しいため、車による来庁者の利便性確保に制約がある。	自動車アクセスの良い現庁舎敷地に市民窓口部門を 配置することで、車による来庁者の利便性や安全性 を確保しやすい。	市民会館敷地には多くの駐車スペースを確保するこ × とが難しいため、車による来庁者の利便性確保に制約がある。	
想定される メリット/ デメリット	業務 遂行性	業務効率性	市民窓口部門と市長、議会機能が一体のため連絡 業務が効率的。	○ 事業部門に十分な床面積を確保できる。	企画管理部門、事業部門に十分な床面積を確保できない。 市民窓口部門において市長、議会機能との連絡が非効率。	事業部門において、市長、議会機能との連絡業務が	
〇:メリット ×:デメリット	21712	災害対応性	災害時に、市長室、防災機能と、事業部門が離れて × いるため、災害対策本部機能の機動的な立ち上げに やや難あり。	災害対策本部を、現庁舎敷地棟に、市民避難場所を 市民窓口部門棟に集約できるため災害対応が効率 的。	災害対策本部を、現庁舎敷地棟に、市民避難場所を 市民窓口部門棟に集約できるため災害対応が効率 的。	災害時に、市長室、防災機能と、事業部門が離れて × いるため、災害対策本部機能の機動的な立ち上げに やや難あり。	
	建替効率性		第一期工事(市民会館敷地)完了後、現庁舎内にある市長、議会機能や市民窓口部門を仮移転し、第二期工事(現庁舎敷地)完了後に本移転となるため、効率的建替に支障がある。市民会館敷地の庁舎は、市長、議会機能、市民窓口部門の仮移転を考慮する必要があるため、事業部門の入居を考慮した設計とすることが難しい。	△ 障がある。 市民会館敷地の庁舎は、市長、議会機能の仮移転を	第一期工事(市民会館敷地)完了後、現庁舎内にある市民窓口部門を仮移転し、第二期工事(現庁舎敷地)完了後に本移転となるため、効率的建替に支障がある。 市民会館敷地の庁舎は、市民窓口部門の仮移転を考慮する必要があるため、事業部門の入居を考慮した設計とすることが難しい。	第一期工事(市民会館敷地)完了後、現庁舎内にある市長、議会機能や市民窓口部門を本移転することができるため、効率的に建替を進めることができる。市民会館敷地の庁舎は、仮移転を考慮する必要がほとんど無いため、入居する機能を考慮した設計とすることができる。	